

いばらき多言語表記 ガイドライン

平成 28 年 10 月

茨城県商工労働観光部観光局

国際観光課

目次

第1章 総則	
1 多言語表記ルールの基本的な考え方	・・・P.1
2 適用範囲	・・・P.1
第2章 多言語表記の基本原則	
1 考え方	・・・P.2
2 固有名詞の表記方式	・・・P.2～3
3 固有名詞の表記ルール（英語）	・・・P.3
（1）自然地名	・・・P.4～7
（2）居住地名	・・・P.7
（3）施設名	・・・P.8～9
4 固有名詞の表記ルール（中国語）	・・・P.10
（1）原則	・・・P.10
（2）例外：自然地名等普通名詞部分を含む固有名詞	・・・P.10
5 固有名詞の表記ルール（韓国語）	・・・P.10
（1）原則	・・・P.10
（2）例外：自然地名等普通名詞部分を含む固有名詞	・・・P.10～11
6 固有名詞の表記ルール（タイ語）	・・・P.11
（1）原則	・・・P.11
（2）例外：自然地名等普通名詞部分を含む固有名詞	・・・P.11
7 固有名詞の表記ルール（ベトナム語）	・・・P.11
（1）原則	・・・P.11
（2）例外：自然地名等普通名詞部分を含む固有名詞	・・・P.11
8 茨城県内所在主要施設等固有名詞	・・・P.11
9 普通名詞の表記方式	・・・P.11
（1）英語	・・・P.11～12
（2）中国語	・・・P.12
（3）韓国語	・・・P.12
（4）タイ語	・・・P.12
（5）ベトナム語	・・・P.12
第3章 ピクトグラムの活用	
1 考え方	・・・P.13
2 使用するピクトグラム	・・・P.13

第4章 県内施設において望まれる多言語表記

- 1 観光施設 . . . P. 14
 - (1) 考え方 . . . P. 14
 - (2) 多言語表記が求められる項目 . . . P. 14
- 2 宿泊施設 . . . P. 14
 - (1) 考え方 . . . P. 14~15
 - (2) 多言語表記が求められる項目 . . . P. 15
- 3 飲食店 . . . P. 16
 - (1) 考え方 . . . P. 16
 - (2) 多言語メニュー作成にあたっての留意事項 . . . P. 16
- 4 非常時の対応 . . . P. 16

第1章 総則

1 多言語表記ルールの基本となる考え方

多言語表記ルールは、地図等に記載する地名及び施設名の標準的な外国語表記方法を示すものである。

訪日外国人の円滑な移動、快適な滞在の環境整備を行い、観光立国実現や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な開催等に資する観点から、多言語表記ルールは以下の点を考慮することが重要である。

- ・日本及び日本語に予備知識のない、日本に初めて来る外国人にもわかりやすいこと
- ・外国人が日本人に問いかけて発音した場合（主に英語）に日本人に通じやすいこと

(1) 多言語表記する場合の言語数

日本語+英語及びピクトグラムによる対応を基本としつつ、需要、地域特性、視認性を考慮し、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語を整備することが望ましいが、多言語表記のための物理的スペースがない場合等、施設ごとに事情が異なるため、多言語表記する施設により必要な言語を選択し柔軟に対応していくことが望まれる。

(2) 多言語表記する場合の文字、書体について

なるべく大きな文字、見やすい書体が望ましい。

2 適用範囲

茨城県、県内市町村、観光施設、宿泊施設、飲食店などの観光拠点

【各対象の適用範囲】

公共交通機関	道路	民間観光施設	県・市町村観光施設	宿泊施設
観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン（観光庁、H26.3）等 （参考例） ・鉄道駅 Station 改札口 Ticket Gate 券売機 Ticket Machine など	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（国土交通省、S35.12 制定、H26.5 改正）等 （参考例） ・自動車駐車場 Parking 橋 Bridge トンネル Tunnel など	本ガイドライン （参考例） ・偕楽園 Kairakuen Garden 袋田の滝 Fukuroda Falls 筑波山 Mt.Tsukuba など		

※ 当ガイドラインで定める外国語の表記方法は、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン（平成26年3月、観光庁）」、「外国人にわかりやすい地図表現検討会報告書（平成27年9月、外国人にわかりやすい地図表現検討会）」、「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針（平成27年2月、東京都）」等から各所において、抜粋、引用している。

なお、後記のとおり、施設管理者等が既に外国語表記を規定している場合は、施設管理者等の考え方を優先する。

第2章 多言語表記の基本原則

1 考え方

多言語表記の真の目的は、外国人観光客が訪日した際にスムーズに目的地へ移動できるよう、案内表示やサイン、ガイドブック記載内容が「母国語（かそれに近い言語）で読めて、不自由なく意味を理解できること」にあるため、各言語の表記については、その言語を母国語とする外国人が内容を理解できるよう、十分に配慮した内容であることが必要である。

以下、言語ごとに表記の方式を示す。

2 固有名詞の表記方式

日本語の読みを単にローマ字表記にただけでは、外国人には地名が示している地形や施設名が持っている種別が伝わりづらい。英語表記としては、地名や施設名の表音をローマ字で表記したものをベースに、地形や種別を表す英語が含まれていると外国人にわかりやすい。ローマ字表記から英語表記に変換する方式として、大きく以下の2通りが考えられる。

なお、ローマ字表記の方法は別添のヘボン式によるものとする。

(1) 追加方式

・・・表音のローマ字表記に地形や種別を表す英語（Mt.や River など）を追加する方式。

- ・表音のローマ字表記は、そのままでは意味や文法構造が通じないが、外国人がその場で文法的解析を行うことは無理なので、全体を固有名詞であるかのように扱い、改めて地形や種別を表す語を英語で付加することで、全体を英語化するもの。
- ・日本人が外国地名を日本語化する際にもモンテローザ山、リオグランデ川など、同様の変換を行っている例が見られる。

例：筑波山を Mt. Tsukubasan, 利根川を Tonegawa River

(2) 置換方式

・・・表音のローマ字表記のうち、地形や種別を表す部分（yama, kawa など）を、地形を表す英語（Mt.や River など）に置き換える方式。

- ・日本語に多少慣れた（あるいは日本語を多少理解する）外国人は、追加方式の文法的な冗長性が気になるはずである。
- ・この方式は、文法構造上普通名詞は英訳可能だと考えて、名称が①固有名詞的部分及び②地形や種別を表す普通名詞的部分で構成されていると捉え、②の部分英語に置き換える考え方に基づくもの。

例：筑波山を Mt. Tsukuba, 利根川を Tone River と表記する考え方

(3) 追加方式と置換方式, それぞれメリット, デメリット

	メリット	デメリット	デメリットの補足
追加方式	日本語の発音がそのまま含まれるため, 日本人に通じる可能性が高まる	文字列が長くなり, 視認性も悪くなる	日本語になじみのある外国人は山を yama や san, 川を kawa, gawa などと読むことを知っているために冗長性を感じつつも英語名称を記憶することが比較的容易と考えられるが, 日本語になじみのない外国人にとっては名称が長くて覚えにくいと思われる。
置換方式	文字列が短くなり, 外国人にはシンプルで覚えやすく, 視認性もよい	日本人に通じなくなる場合がある	Mt. Tate や Ara River の発音からそれぞれ立山, 荒川を指していると理解するのは多くの日本人に困難である。

上表のように, それぞれメリット・デメリットがあり, 追加方式, 置換方式のどちらか一方のみに画一的に決めることは適当ではない。根拠のある例外は認めつつ, できるだけ単純なルールを示す必要がある。それが日本人にとっても外国人にとってもわかりやすい。

3 固有名詞の表記ルール (英語)

- ・地名等固有名詞は大きく自然地名と居住地名の2つに分けられる。
- ・自然地名は更に, 山, 川, 湖, 島などの単体の自然地名と山脈, 山地, 台地, 平野, 半島, 諸島などの広域の自然地名の2つに分けられる。
- ・居住地名とは県, 市町村, 大字・字などの名称である。
- ・施設名とは道路, 橋, 駅, 空港, 港, 公園, 神社仏閣, 学校などの施設の名称である。
- ・単体の自然地名, 広域の自然地名, 居住地名, 施設名は, 以下のとおり, 名称の構造などが異なり, 画一的に扱うことは適当ではないため分けて考える。

種類	命名の経緯	名称の構造等
単体の自然地名	一般的に不明。古来より地元の人に呼びならわされている。	<ul style="list-style-type: none"> ・①固有名詞的部分及び②地形を表す語 (=普通名詞的部分) から構成されている。 ・②の語は同じ種類の地形でも多種多様であることが多い。 ・名称全体が一体的なものとして認識されることが多い。
広域の自然地名	近代になって地理学者等が地域全体を俯瞰的に見渡して命名したものがほとんど。	<ul style="list-style-type: none"> ・①既存の地名等 (=固有名詞的部分) に②地形の専門用語 (=普通名詞的部分) が付与されたものがほとんどである。 ・②の語は同じ種類の地形の場合はほぼ統一されている。 ・①と②を合成した地名として認識されることがほとんど。
居住地名	法令等に基づき命名。	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県名, 市区町村名は, ①固有名詞的部分及び②行政区分を表す語 (=普通名詞的部分) から構成されている。 ・都道府県名, 市区町村名は, ②の語は定形的である。
施設名	施設の管理者が命名。道路や神社仏閣などを除き近代になって命名。	<ul style="list-style-type: none"> ・①既存の地名等 (=固有名詞的部分) に②種別を表す語 (=普通名詞的部分) が付与されたものが多い。 ・②の語は, 古来から存在する道路や神社仏閣などを除き同一であることが多い。 ・①と②を合成した名称であると認識されることが多い。

(1) 自然地名

①単体の自然地名(山, 川, 湖, 島, 岬, 峠, 海岸など)

- ・単体の自然地名は広域の自然地名と異なり、外国人が日本人に道を尋ねる対象となる。単体の自然地名は、日本人には名称全体が一まとまりとして認識されていることが多いため、固有名詞的部分が独立語として通用している場合、具体的には置換方式による英語表記の発音を聞いた日本人が元の日本語の地名に容易に変換することができると認められる場合には置換方式を取るが、そうでない場合には追加方式を取ることにする。

【例外】島については、「領土・主権をめぐる内外発信に関する総合調整会議」(平成26年3月11日開催)で取りまとめられた「島名の英語表記の統一について」のとおり、**追加方式(島名のうちで地形を表す語が島, 岩, 瀬などに関わらず, 全体の表音のローマ字表記の末尾に Island を付加する方式)を原則**とする。茨城県に存在する「島」(Island)は「二ツ島(北茨城市)」(Futatsushima island)のみである。島以外の自然地名について、地形を表す語の標準的な漢字と読み、英語とその配置位置は下表の通りとする。

地形の種別	標準的な漢字	標準的な読み	地形を表す英語	地形を表す英語の配置位置 (〇〇との間は半角スペース)
山	山	やま, さん, ざん	Mt.	先頭 (Mt. 〇〇)
	岳(嶽)	たけ, だけ		
川	川	かわ, がわ	River	末尾 (〇〇 River)
湖	湖	こ	Lake	先頭 (Lake 〇〇)
岬	岬	みさき, さき, ざき	Cape	先頭 (Cape 〇〇)
峠	峠	とうげ	Pass	末尾 (〇〇 Pass)
海岸	海岸	かいがん	Beach	末尾 (〇〇 Beach)
	浜	はま, ばま		
滝	滝	たき, だき	Falls	末尾 (〇〇 Falls)

備考

- ・表のとおり、標準的な読みには「連濁」として清音が濁音に変化したもの(山の「さん」が「ざん」に、川の「かわ」が「がわ」に変化したものなど)も含む。
- ・なお、後述の基準において、連濁の有無は採用する方式(追加方式か置換方式か)に影響は与えない。地名において地形を表す語が連濁となる事例は少なくないため、連濁がある場合に置換方式を取ったとしても日本人は元の日本語の地名に容易に変換できる(対象の地物を特定できる)。

例) 日本人は **Tone River** から「とね」+「かわ」→「とねがわ」=「利根川」と理解するか「利根」+「川」=「利根川(とねがわ)」と理解することができる。

※自然地名について追加方式を取る場合と置換方式を取る場合の基準は以下の(ア)～(キ)の通りとする。

☆優先的に適用する基準

(ア) 地形を表す部分が標準的な漢字及び読み該当しない場合 . . . 追加方式

(理由) 地形を表す部分の英単語を日本語に直訳しても、もとの日本語に該当する部分がないため、置換方式では日本人には通じない。

例：赤沢富士（あかさわふじ ※城里町） × Mt. Akasawa, ○ Mt. Akasawafuji
霞ヶ浦（かすみがうら） Lake Kasumigaura
備前堀（びぜんぼり ※水戸市） Bizenbori River

(イ) 地形を表す部分の直前に促音がある場合 . . . 追加方式

(理由) 促音が前後にある名詞を一体的に結合させており、一部のみ置換させることが難しいため、置換方式は取れない。

例：茨城県内の地名としては、主なものはない。

(ウ) 地形を表す部分の直前に助字（平仮名表記でのみ現れる場合も含む）がある場合…追加方式

(理由) 助字が前後にある名詞を一体的に結合させており、一部のみ置換させることが難しいため、置換方式は取れない。

【例外】袋田の滝は、「Fukuroda Falls」が浸透しているため、置換方式とする。

☆上記の基準に該当しない場合に限り適用する基準

以下では、固有名詞的部分の読みの音拍数により場合分けをしている。音拍数とは、促音（「っ」）、長音（「ー」）、撥音（「ん」）及び拗音（「きゃ」「きゅ」「きょ」など）をそれぞれ 1 文字として数えた場合の読みの文字数と同じである。日本人の聞き取りやすさと文字列を短くすることのバランスを考慮し、**1 音拍の場合は追加方式**、**3 音拍以上の場合は原則置換方式**とした。2 音拍の場合は固有名詞的部分の独立性（固有名詞として確立しているか）なども考慮し、追加方式か置換方式かを判断する。

(エ) 固有名詞的部分の読みが 1 音拍の場合 . . . 追加方式

(理由) 文法的には複合語であっても、音韻的には単一不可分に聞こえるため。

例：田川（たがわ ※結城市） Tagawa River

(オ) 固有名詞的部分の読みが 2 音拍で漢字 1 文字の場合 . . . 原則追加方式

例：丸山（まるやま ※桜川市） Mt. Maruyama,
高峠（たかとうげ ※笠間市） Takatoge Pass

【例外】鴨川（かもがわ） Kamo River

(カ) 固有名詞的部分の読みが2音拍で漢字1文字でない場合（漢字2文字，平仮名2文字，片仮名2文字の場合）

(カー1) 山，湖，岬（地形を表す英語が先頭に付くもの） . . . 原則追加方式

例：加波山（かばさん）Mt.Kabasan

【例外】固有名詞的部分のみで山又は山域を指すもの（富士，阿蘇，有珠）は置換方式とする。

固有名詞的部分が近隣で他の自然地名（川，広域自然地名など），地域名（旧国名など），居住地名（県，郡，市町村，大字・字），公共施設名（学校名，駅名，郵便局名）などに使用されている場合は置換方式とする。

例外の例：富士山 Mt. Fuji，阿蘇山 Mt. Aso，那須岳 Mt. Nasu（那須町）

備考 地域の代表的な地名，著名な地名が例外に該当することが多いが，大きい縮尺の図に収録されるような多くの無名の地名まで含めると例外の割合は少ない。

備考 山，湖，岬の地名の英語表記では，日本語での語順と異なり地形を表す英語が先頭に付く。一方で，川，峠，海岸の地名の英語表記では，日本語での語順と同じく地形を表す英語が末尾に付く。日本人が英語の発音から元の日本語の地名に変換する際，前者は後者と比べると語順を入れ替える工程が加わるため，固有名詞的部分の独立性が高くないと，変換が困難であると考えられる。そのため，（カー1）は（カー2）よりも条件が厳しくなっている。

(カー2) 川，峠，海岸（地形を表す英語が末尾に付くもの） . . . 原則置換方式

例：利根川 Tone River，那珂川 Naka River

【例外】地名全体が居住地名，公共施設名などに使用されている場合は追加方式とする。地名全体とその固有名詞的部分の両者が使用されている場合にはより広く利用されている方を採用する。

例外の例：御前山 Mt. Gozenyama（御前山県立自然公園）

(キ) 固有名詞的部分の読みが3音拍以上の場合 . . . 原則置換方式

（理由）3音拍以上の場合，以下1，2により，追加方式よりも置換方式が優位である。

1. 外国人の発音を聞いた日本人が最後まで聞かなくても単語認識しやすい。
2. 外国人が文字列を見た際に長すぎる感を与えにくい。

例：中山峠（なかやまとうげ）Nakayama Pass

大竹海岸（おおたけかいがん）Otake Beach

ただし，複合地名（地域名称等が先頭に付く地名）の場合や接頭語（東・西・南・北，上・中・下，新・旧・元など）が付く場合には，要素に分解し，最後の要素の固有名詞的部分の読みの音拍数をカウントし，該当するルールを適用する。

例：新利根川 Shin-Tone River 新+利根川（とねがわ）に分解し(カー2)適用

【例外】地名全体が一体のものとして通用しており、置換方式の英語の発音を聞いた日本人が元の日本語の地名に変換することが困難と考えられる場合は追加方式とする。

例外の例：桜川 × Sakura River → ○ Sakuragawa River (桜川市)

②広域の自然地名（山脈，山地・高地，高原，丘陵，台地，盆地，平野・原野，湿原，半島，湾，諸島・群島・列島，海峡，海（大洋は除く）など） . . . 原則置換方式

（理由）広域地名は、地元の人が名称をつけるのではなく、近代になって地理学者などが地域全体を俯瞰的に見渡して対象となる地形の範囲に名称や総称名をつけていることが多く、基本的に①地域一帯を表す名称（＝固有名詞的部分）に②地形の専門用語（＝普通名詞的部分）を付与した形でほぼ統一されている。

また、対象が広域であり、一般の外国人が○○山脈に行きたいという道の聞き方はしないため、日本人に分かりやすいという追加方式のメリットもほとんどない。

【例外】地名に地形を表す用語が含まれない場合や、英語に対する標準的な日本語訳でない場合、また単体の自然地名と同様に古来から地元の人に親しく呼びならわされるなど名称と地形の専門用語が一体化していて切り分けられない又は切り分けると分かりづらくなる場合には、追加方式による（例：湾に分類される○○浦や、サンゴ礁である八重干瀬など）。

茨城県に関する地形の種別及び英語は下表の通りとする。

地形の種別	地形を表す英語	表記例
山地	Mountains	筑波山地（つくばさんち）Tsukuba Mountains
丘陵	Hills	瓜連丘陵（うりづらきゅうりょう）Urizura Hills
台地	Plateau	常陸台地（ひたちだいち）Hitachi Plateau
盆地	Basin	八郷盆地（やさとぼんち）Yasato Basin
平野	Plain	関東平野（かんとうへいや）Kanto Plain

※茨城県に半島，湾，海峡は存在しないため，これらについては規定しない。

（２）居住地名

都道府県名，郡名，市区町村名については，名称全体で固有の名称を表しているものの，①「固有名詞的部分」及び②「行政区分を表す語（＝普通名詞的部分）」で構成されていると捉えられる。

① 県名 茨城県 「Ibaraki Prefecture」とする。

② 郡名

表音のローマ字表記の Gun を County にして表記する。

例）稲敷郡 Inashiki County

③ 市区町村名

置換方式により表記する。市については Shi を City，町については Machi を Town，村については Mura を Village にして表記する。

(3) 施設名

- 施設名は、名称全体で固有の名称を表しているものの、①「固有名詞的部分」及び②「種別を表す語(＝普通名詞的部分)」で構成されていると捉えられる。
 - ・・・○②部分について、橋、トンネル(隧道)、鉄道駅、空港(飛行場)、港、城などは具体的に登場する名詞は常に同一である。
 - 道路や神社仏閣では、多種多様な名詞が登場している。
 - 公園は「公園」が多いがその他の名詞が用いられる場合もある。
- ②部分に登場する名詞が**常に一定**であるような種類の施設名は、**置換方式**により表記することを標準とする。
- ②部分に登場する名詞が**多種多様**であるような種類の施設名は、**追加方式**による。ただし、広く使用されているものについては置換方式を採用してもよい。
- 上記の原則に関わらず、施設管理者が使用している名称がある場合は、そちらを優先的に採用する。**

以下、個別に具体例を挙げる。

(ア) 道路

・・・追加方式

- ②部分(種別を表す普通名詞的部分)の表現が「通り」、「道」、「筋」、「路」、「街道」、「道路」など様々であるため。
- ただし、「道路の案内標識の英語による表示に関する告示」や道路管理者が定める名称が追加方式による表記と異なる場合は、これらの告示等に倣う。

(イ) 橋

・・・置換方式

- ②部分の表現は「橋」「大橋」「ブリッジ」でほぼすべてであるため、置換方式により「橋」、「ブリッジ」を Bridge に置き換える。
- 「大橋」の場合は追加方式により○○-ohashi Bridge とする。

例：千歳橋 Chitose Bridge (置換方式)

北浦大橋 Kitauro-ohashi Bridge (追加方式)

(ウ) トンネル

・・・置換方式

- ②部分の表現はすべて「トンネル」又は「隧道」であるため、置換方式によりそれぞれ Tunnel に置き換える。

例：朝日トンネル Asahi Tunnel (置換方式)

(エ) 鉄道駅

・・・置換方式

- ②部分の表現は原則すべて「駅」であるため、置換方式により「駅」を Station に置き換える。ただし、「新駅」は追加方式により shin-eki Station とする。

(オ) 空港 ・・・置換方式

- ・②部分の表現はすべて「空港」又は「飛行場」である。置換方式によりそれぞれ Airport に置き換える。実際に外国人が来日する場合、着陸予定空港名は置換方式による名称で機内アナウンスを聞いている。

例：茨城空港 Ibaraki Airport（置換方式）

(カ) 港 ・・・置換方式

- ・②部分の表現は原則すべて「港」であるため、置換方式により「港」を Port に置き換える。

(キ) 公園 ・・・置換方式

- ・②部分の表現は「公園」が多い。置換方式により「公園」を Park に置き換える。
- ・②部分が「公園」でない場合には追加方式による。また、別途管理者が英語名称を定めている場合にはその表記による。

例：偕楽園 Kairakuen Garden（茨城県による表記）

国営ひたち海浜公園 Hitachi Seaside Park（公園のホームページの表記）

※偕楽園について、「外国人にわかりやすい地図表現検討会報告書（平成 27 年 9 月，外国人にわかりやすい地図表現検討会）」では「Kairakuen Park」と記載されているが、当ガイドラインにおいて示すとおり、Kairakuen Garden とする。

(ク) 神社仏閣 ・・・追加方式

- ・②に相当する部分の表現は多様であるため、追加方式により、全体を一まとまりと考え、種別が分かるように後ろに Temple, Shrine をつける。ただし、神社仏閣自身が英語名称を定めている場合にはその表記による。

例：鹿島神宮 The Kashima Jingu Grand Shrine（施設による英語表記）

笠間稲荷神社 Kasama Inari Jinja（施設による英語表記）

(ケ) 城 ・・・置換方式

- ・②部分の表現はほぼすべて「城」であるため、置換方式により城を Castle に置き換える。なお、②部分が「城」でない場合は例外として追加方式による。
- ・ただし、茨城県において現存している「城」はないため、城跡、城址を明示する Castle Ruin とする。

(コ) 学校、建物の名称 ・・・原則置換方式

- ・管理者が定めているものがあれば、それを使用する。
- ・無い場合には置換方式を原則とするが、広域の自然地名の例外と同様に、名称に種別を表す用語が含まれていない場合や英語に対する標準的な日本語訳でない場合（例えば、宿泊施設の〇〇亭、〇〇屋の「亭」「屋」などは Hotel の標準的な日本語訳である「ホテル」ではない）は追加方式とする。

4 固有名詞の表記ルール（中国語）※例は簡体字で表記

（1）原則

漢字を中国語（簡体字・繁体字）に変換する。

例 東京： 东京

※ひらがな・カタカナの表記は、日本語の漢字に一旦変換し、それを中国語漢字に変換して表記する場合や、中国語で表音表記あるいは表意表記する場合がある。

※外国由来のカタカナ表記について、施設名等の中国語訳が一般化しているものについては中国語訳し、中国語訳が一般化しておらず、アルファベットによる表記が可能なものについては、アルファベットで記載し、中国語による説明的な語句を括弧（ ）で括って表記することが望ましい。

例 東京タワー： 东京塔
表参道ヒルズ： 表参道 Hills（复合型商业设施）

（2）例外：自然地名等普通名詞部分を含む固有名詞

普通名詞部分を含む固有名詞については、固有名詞部分は一般的な固有名詞の表記方法により表記し、普通名詞部分は中国語に訳して記載する。（一種の置換方式）

例 茨城空港 ： 茨城机场

その他上記以外の固有名詞については、英語の表記方法を準用し適切な中国語訳となるよう努める。

5 固有名詞の表記ルール（韓国語）

（1）原則

日本語の発音をハングルで表音表記する。

（2）例外：自然地名等普通名詞部分を含む固有名詞（ex：～川）

- ・普通名詞部分を含む固有名詞については、固有名詞部分をハングルで表音表記し、半角スペースを空け、普通名詞部分を韓国語に訳して表記する。（置換方式）
- ・ただし、普通名詞部分を切り離してしまうと、それ以外の部分だけでは意味をなさない場合や、普通名詞部分を含めた全体が、不可分の固有名詞として広く認識されている場合には、全体の表音表記に加えて普通名詞部分の韓国語訳を表記する（追記方式）。

※普通名詞部分の韓国語の発音が日本語の発音と合致する場合は、全体のハングルの表音を記載する。

例：川

（ア）原則：置換方式

固有名詞部分をハングルで表音表記し、「강」をつける。

例 利根川： 스키다 강

(イ) 例外：追記方式

以下のように固有名詞部分と普通名詞部分を切り離すことができない場合は、普通名詞部分を含めてハングルで表音表記し、半角スペースを空けて「강」をつける。

(イー1) 地名（住所，駅名等）と同じ名称のもの

例 荒川：아라카와 강

(イー2) 慣用上，固有名詞部分と普通名詞部分を切り離せないと判断できるもの

例 内川：우치카와 강

(イー3) 固有名詞部分の最後に助字を使っている場合，又は読みに助字がある場合

(イー4) ～川以外のもの（谷，沢等）

- ・その他韓国語特有の表記方法を使用する場合のほか英語の表記方法を準用し適切な韓国語訳となるよう努める。

6 固有名詞の表記ルール（タイ語）

(1) 原則

日本語の発音をタイ語で表音表記する。

(2) 例外：自然地名等普通名詞部分を含む固有名詞（ex：～川）

それぞれについて，追記方式，置換方式のうち，タイ語を母国語とする方にわかりやすい表現となる訳を使用する。

7 固有名詞の表記ルール（ベトナム語）

(1) 原則

日本語の発音をベトナム語で表音表記する。

(2) 例外：自然地名等普通名詞部分を含む固有名詞（ex：～川）

原則として置換方式を採用するが，場合により追記方式を採用することを妨げない。

（できるだけベトナム語を母国語とする方にわかりやすい表現となる訳を使用する。）

8 茨城県内所在主要施設等固有名詞

別表のとおり

9 普通名詞の表記方式

(1) 英語

原則：英語訳を表記する。

例外：日本文化を正しく理解するために日本語の読み方を伝えることが必要である場合は，発

音どおりにローマ字表記し、後ろに英訳や英語による説明的な語句を括弧（ ）で括って表記する。ただし、日本語の読み方が既に広く認識されている場合は、英訳等を必要としない。

※表音をローマ字表記する際は、必要に応じてイタリックで表記することができる。

例 祭り : Matsuri (Festival)
居酒屋 : Izakaya (Japanese-style pub)
寿司 : Sushi

(2) 中国語

原則：中国語に訳して記載する。

例外：日本の文化を正しく理解するために日本語の漢字表記を伝えることが必要である場合は、中国語漢字に変換して表記した後、中国語訳を括弧（ ）で括って表記する。

例 花見 : 花见 (赏花)

※対訳がない場合は、説明的な語句を表記する。ただし、日本語の表記が既に広く認識されている場合は、漢字を中国語漢字に変換して表記する。

例 侍 : 日本武士
寿司 : 寿

(3) 韓国語

① 日本由来

原則：韓国語に訳して表記する。

例外：日本文化を正しく理解するために日本語の読み方を伝えることが必要である場合は、日本語の発音を表音表記した後、韓国語訳や韓国語による説明的な語句を括弧（ ）で括って表記する。ただし、日本語の読み方が既に広く認識されている場合は、表音表記のみとする。

例 祭り : 마쓰리(축제)
居酒屋 : 이자카야
寿司 : 스시

② 外国由来

原則として原語をハングルで表音表記する。ただし、意味が伝わりにくい場合は適宜、韓国語訳を括弧（ ）で括って表記する。

例 エスカレーター : 에스컬레이터
ロープウェイ : 로프웨이(케이블카)

(4) タイ語

日本語の発音をタイ語で表音表記する。

(5) ベトナム語

日本語の発音をベトナム語で表音表記する。

第3章 ピクトグラムの活用

1 考え方

ピクトグラムは、抽象化、単純化された絵文字等で表現された視覚記号の一つであり、国際的に通用する情報伝達手段である。そのため、日本語に不慣れな外国人旅行者や障害者、高齢者を含めたすべての人にとって、案内サインを理解してもらうために有用な手段の一つである。

案内地図サインや誘導サイン、パンフレット等における施設案内、注意事項等の伝達については、ピクトグラムを効果的に活用することが望ましい。ピクトグラムは、同一施設内はもちろんのこと、他施設とも共通していることが望ましいため、「標準案内用図記号（一部が J I S 規格化）」の使用を原則とする。

上記に掲載されていない内容についても、各施設において情報伝達の場面に応じて、独自に作成したピクトグラムを使用しているケースもみられる。独自のピクトグラムによる案内を検討する際は、情報のわかりやすさに十分留意した上で作成する必要がある。

2 使用するピクトグラム

上記「標準案内用図記号（一部が J I S 規格化）」を使用する。

※公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 HP よりダウンロード可能。

http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/pictogram/picto_top.html

(参考) ピクトグラムの一例



航空機／空港
Aircraft/Airport



鉄道／鉄道駅
Railway/Railway station



船舶／フェリー／港
Ship/Ferry/Port



ヘリコプター／ヘリポート
Helicopter/Heliport



バス／バスのりば
Bus/Bus stop



タクシー／タクシーのりば
Taxi/Taxi stand



レンタカー
Rent a car



自転車
Bicycle



ロープウェイ
Cable car



ケーブル鉄道
Cable railway



駐車場
Parking



出発
Departures



到着
Arrivals



手荷物受取所
Baggage claim



税関／荷物検査
Customs/Baggage check



出国手続／入国手続／検疫
／書類審査
Immigration/Quarantine/Inspection

第4章 県内施設において望まれる多言語表記

1 観光施設

(1) 考え方

観光施設の多言語表記は、訪日外国人観光客を呼び込む必要最低限の整備であることから、茨城県内の各観光施設において、積極的に多言語化を進めていくことを推奨する。

(2) 多言語表記が求められる項目

① 入場案内

- ・外国人旅行者が円滑に入場できるよう、入場券の買い方や、料金区分の説明、券売機表示画面等について、多言語表記を実施することが望ましい。
- ・ただし、スペースの都合上、多言語表記が物理的に不可能な場合、または施設の美観上追記することが望ましくない場合には、例えば紙ベースで外国人へ対応することを推奨する。
- ・なお、日本と海外では学校制度が異なることがあるため、料金区分について年齢表記をすることが望ましい。

② 案内サイン

- ・利用者が円滑に施設内を移動できるよう、案内地図サイン、誘導サイン、位置サイン等を適切に設置し、多言語化することが望ましい。
- ・各種サインによる案内は、分かりやすさ向上の観点から、ピクトグラムの効果的な活用や、ナンバリング・カラーリング等による工夫を行うことが望ましい。
- ・また、各種サインとパンフレット等との記載内容の連続性・統一性にも留意することが必要である。

③ 展示内容解説

- ・展示内容の解説については、各施設の方針により、説明サイン、パンフレット、音声ガイド、ICTツール等の多様な媒体を活用し、これらを効果的に組み合わせ、多言語対応を実施することが望ましい。
- ・日本特有のモノや文化、歴史等、外国人旅行者に意味が伝わりにくい展示物等については、日本語解説の単なる直訳でなく、日本について知識のない外国人の視点を意識した記載を盛り込むことが望ましい。

2 宿泊施設

(1) 考え方

茨城県内のホテル等宿泊施設において、外国人観光客の宿泊割合が高まってきている施設が近年増加しているが、外国語対応が十分でなく、例えば畳に靴で上がってしまう例など、トラブルの事例が絶えない。

いずれの事例においても、外国人に悪意はなく、単なる文化の不知であることから、防ぐ手立ては十分にある。

トラブルの原因は、主に「禁止事項を知らずに、それを犯してしまうこと」であるから、少なくとも禁止事項については、多言語表記した（紙等適切なツールにて）案内を外国人に向けて発信することが必要不可欠である。

(2) 多言語表記が求められる項目

① 禁止事項

- ・「お風呂の入り方」など日本独特の文化等に関するものについては、使用方法や禁止事項を一目で分かるように表示しておくことで、外国人旅行者の満足度向上やトラブル防止につながる。

② 各種案内

- ・宿泊施設は、旅行者の観光の拠点となる場所であるため、宿泊施設内の情報に加え、観光地や観光地までのアクセス情報、ホテル近隣の飲食店情報も含め、幅広い内容を求められる傾向にある。
- ・そのため、あらかじめ多言語でホームページや案内サイン、パンフレット等を用意しておくことが望ましい。サインやパンフレット等により対応することが難しいコミュニケーション等については、翻訳アプリ等の民間サービスを活用するなどきめ細かな対応を図ることが望ましい。

【宿泊施設において多言語により用意しておくことが望ましい内容】

項目	多言語により用意しておくことが望ましい内容
施設の基本情報	○各種時間（フロント、門限、チェックアウト等） ○各種施設の場所・利用方法・利用条件（レストラン、大浴場、自動販売機、コインランドリー、喫煙所、公衆電話等） ○Wi-Fiに関する情報、インターネット使用方法等
サービスの内容	○ルームサービス ○ランドリーサービス ○モーニングコール ○レンタル可能なもの ○冷蔵庫内の飲み物等
室内設備の使い方	○ルームキーの使い方 ○テレビのリモコン等の使い方 ○エアコンの操作方法 ○トイレの使い方 ○金庫の使い方 ○電話のかけ方等
日本独特のものの使い方	○浴衣の着方 ○布団の使い方 ○お風呂の入り方 ○お茶の入れ方等
周辺観光情報	○近隣観光施設、飲食店のマップ ○主要観光施設へのアクセス方法、時間、イベント情報等

3 飲食店

(1) 考え方

来店した外国人観光客が食べたいものを円滑に注文できるよう、多言語メニューを準備することが望ましい。料理の写真を掲載することによりイメージが付きやすくなり、利便性はより一層向上する。

(2) 多言語メニュー作成にあたっての留意事項

- ・料理の名前だけでは日本独特の料理を知らない外国人にどのような料理か伝わりづらいため、簡単な料理概要を記載することが望ましい。
- ・アレルギーのある方、宗教的に食べることができない食材がある方、ベジタリアンの方等の様々なニーズに対応するため、ピクトグラム等の活用により使用食材を表示することが望ましい。
- ・外国人に説明が必要な、日本独特の調味料、薬味、料理の食べ方、お通し等の文化については、メニューとあわせてあらかじめ作成し表示しておくことが望ましい。

4 非常時の対応

日本を訪れた外国人旅行者に安心して観光してもらうためには、観光施設、宿泊施設、飲食店において、災害や事故、火災等の非常時の多言語対応を進めることも重要な視点となる。

非常時の多言語対応については、平時からの備えとして、以下の対応を行っておくことが望ましい。

【非常時の対応についての平時からの備えの例】

- 避難経路図の掲出（日本語・英語の2言語以上）
- 「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き（平成26年10月、国土交通省 観光庁）」を基にした多言語対応 等

別表 固有名詞

	施設名	英語	中国語(简体字)	中国語(繁体字)	韓国語	タイ語	ベトナム語
1	借楽園	Kairakuen Garden	借乐园	借樂園	카이라쿠엔	สวนไครากุเอน	Công viên Kairakuen
2	袋田の滝	Fukuroda Falls	袋田瀑布	袋田瀑布	후쿠로다 폭포	น้ำตกฟูคุโระ	Thác Fukuroda
3	茨城空港	Ibaraki Airport	茨城机场	茨城機場	이바라키 공항	สนามบินอิบารากิ	Sân bay Ibaraki
4	県植物園	Ibaraki Botanical Garden	县植物园	縣植物園	현 식물원	สวนพฤกษศาสตร์อิบารากิ	Vườn bách thảo
5	筑波山	Mt.Tsukuba	筑波山	筑波山	쓰쿠바산	ภูเขาทีสุคุเบะ	Núi Tsukuba
6	竜神大吊橋	Ryuujin Big Suspension Bridge	龙神大吊桥	龍神大吊橋	류진 대교	สะพานแขวนริวจิน	Cây cầu treo lớn Ryuujin
7	弘道館	Kodokan Mito Han School	弘道馆	弘道館	코도칸	โคโดคัน	Hoàng Đạo Quán
8	伊師浜国民休養地(鶴の岬)	Ishihama Relaxation Resort 「Unomisaki Hotel」	伊师浜国民休養地(鶴の岬)	伊師濱國民休養地(鶴之岬)	이시라마 국민 휴양지 (우노미사키)	สถานที่พักผ่อนอิชิฮามะ (Unomisaki Hotel)	Khu vui chơi giải trí quốc gia ven biển Ishihama (mũi chim cốc)
9	大洗マリンタワー	Oarai Marine Tower	大洗海塔	大洗海塔	오아라이 마린타워	Oarai Marine Tower	Tháp biển Oarai
10	アクアワールド茨城県大洗水族館	AQUAWORLD Ibaraki Prefectural Oarai Aquarium	海洋世界茨城县大洗水族馆	海洋世界茨城縣大洗水族館	아쿠아월드 이바라키현 오아라이 수족관	อควาเวิลด์ พิพิธภัณฑ์สัตว์น้ำโอฮาไร ประจําจังหวัดอิบารากิ	Aqua World-Thủy tộc quán Oarai
11	県フラワーパーク	Ibaraki Flower Park	县花卉公园	縣花卉公園	현 플라워 파크	Ibaraki Flower Park	Công viên ngàn hoa
12	県立カシマサッカースタジアム	Kashima Soccer Stadium	县立鹿岛(KASHIMA)足球竞技场	縣立鹿島足球場	현립 카사마 축구장	สนามฟุตบอลคาสึมะประจําจังหวัดอิบารากิ	Sân vận động bóng đá Kashima
13	県立歴史館	Ibaraki Prefectural Museum of History	县立历史馆	縣立歷史館	현립 역사관	พิพิธภัณฑ์ประวัติศาสตร์ประจําจังหวัดอิบารากิ	Bảo tàng lịch sử
14	県近代美術館	The Museum of Modern Art,Ibaraki	县近代美术馆	縣近代美術館	현립 미술관	พิพิธภัณฑ์ศิลปะสมัยใหม่อิบารากิ	Bảo tàng mỹ thuật cận đại
15	県天心記念五浦美術館	Tenshin Memorial Museum of Art, Ibaraki	县天心纪念五浦美术馆	縣天心紀念五浦美術館	현 텐신 기념 이즈라 미술관	พิพิธภัณฑ์ศิลปะที่ระลึกถึงเทนชินอิชิระ	Bảo tàng mỹ thuật Tenshin ở Izura
16	県自然博物館	Museum Park Ibaraki Nature Museum	县自然博物馆	縣自然博物館	현 자연 박물관	พิพิธภัณฑ์ธรรมชาติอิบารากิ	Bảo tàng lịch sử tự nhiên
17	県陶芸美術館	Ibaraki Ceramic Art Museum	县陶艺美术馆	縣陶藝美術館	현 도예 미술관	พิพิธภัณฑ์ศิลปะเซรามิกอิบารากิ	Bảo tàng gốm sứ
18	つくば美術館	Tsukuba Museum of Art	县筑波美术馆	筑波県立美術館	현 쓰쿠바 미술관	พิพิธภัณฑ์ศิลปะปะทือคุเบะ	Bảo tàng mỹ thuật Tsukuba
19	JAXA 筑波宇宙センター	JAXA Tsukuba Space Center	JAXA筑波宇宙中心	JAXA筑波宇宙中心	JAXA 쓰쿠바 우주센터	JAXA ศูนย์อวกาศทีสุคุเบะ	Trung tâm hàng không vũ trụ JAXA Tsukuba
20	国営ひたち海浜公園	Hitachi Seaside Park	国营常陆海滨公园	國營常陸海濱公園	국영 히타치 해변공원	ฮิตาจิซีไซด์ ปาร์ค	Công viên quốc gia ven biển Hitachi
21	つくばエキスポセンター	Tsukuba Expo Center	筑波世界博览会中心	筑波世界博覽中心	쓰쿠바 엑스포 센터	Tsukuba Expo Center	Trung tâm hội chợ triển lãm Tsukuba
22	国立科学博物館つくば実験植物園	Tsukuba Botanical Garden	国立科学博物館筑波实验植物园	國立科學博物館筑波實驗植物園	국립 과학박물관 쓰쿠바 실험 식물원	พิพิธภัณฑ์ธรรมชาติและวิทยาศาสตร์แห่งชาติ สวนพฤกษศาสตร์ทีสุคุเบะ	Trải nghiệm tại vườn bách thảo bảo tàng khoa học quốc gia Tsukuba
23	地図と測定の科学館	The Science Museum of Map and Survey	地图与测量的科学馆	地圖與測量的科學館	지도와 측량 과학관	พิพิธภัณฑ์วิทยาศาสตร์ของแผนที่และการสำรวจ	Bảo tàng khoa học bản đồ và khảo sát

24	地質標本館	Geological Museum	地质标本馆	地質標本館	지질 표본관	พิพิธภัณฑ์ธรณีวิทยา	Bảo tàng địa chất
25	六角堂	Izura Rokkakudo	六角堂	六角堂	육각쿠도	หอคาคูดุ(ศาลาหกเหลี่ยม)	Tháp lục lăng
26	水戸芸術館	Art Tower Mito	水戸艺术馆	水戸藝術館	미토 예술관	หอศิลป์มิโตะ	Bảo tàng nghệ thuật Mito
27	笠間工芸の丘	Crafthills Kasama	笠間工艺之丘	笠間工藝之丘	카사마 공예의 언덕	เนินเขาพิพิธภัณฑ์หัตถกรรม	Làng gốm Kasama
28	板谷波山記念館	Hazan Itaya Memorial Hall	板谷波山纪念馆	板谷波山紀念館	이타야 하산 기념관	หอจำเริญฮายาซะฮะซัน	Bảo tàng kỷ niệm Itaya Hazan
29	グリーンヴィラ	Daigo Spacious Park Auto Camp Ground Greenvilla	GREEN VILLA (露營区)	GREEN VILLA (露營區)	그린 빌라 (오토 캠핑장)	ที่นันทนาการ (ที่ตั้งแคมป์)	Greenvilla- Khu vực cắm trại Daigo
30	野口雨情記念館	Noguchi Ujo Memorial Hall	野口雨情纪念馆	野口雨情紀念館	노구치 우조 기념관	หอจำเริญโนะกุจิอุเอะ	Bảo tàng kỷ niệm Noguchi Ujyo
31	結城紬間屋街(ふじの蔵)	Rest processing Fuji of ware house	结城丝绸批发街 (FUJI之藏)	結城絲綢批發古街 (HUJI之藏)	유키 쓰무기 도매상 거리 (후지노 쿠라)	ตลาดค้าส่งบุคซึซึมิกิ (Fuji no kura)	"Fujinokura"-Nơi có thể tự do nghỉ ngơi
32	紬の里	Tsumugi no Sato	紬之里 (丝绸之乡)	紬之里 (絲綢之鄉)	쓰무기노 사토(체험공장)	ที่ผลิตในะซาโตะ	"Tsumugi no Sato"-Nơi triển lãm, buôn bán, trải nghiệm dệt lụa
33	しもだて美術館	Shimodate Museum of Art	下馆美术馆	下館藝術館	시모다테 미술관	พิพิธภัณฑ์ศิลปะจังหวัดนางาโตะ	Bảo tàng mỹ thuật Shimodate
34	西山御殿跡	Nishiyama-goten heritage	西山御殿遗迹	西山御殿遺蹟	니시야마 어전 유적지	ซากโบราณสถานนชิยาม่าโกะเทมเป	Di tích cung điện Nishiyama (Tây Sơn)
35	ワープステーション江戸	Warp Station Edo	江戸历史公园	江戸歴史公園	워프 스테이션 에도 (환영 시설)	Warp Station Edo	Nơi tái hiện lại thời đại Edo và được sử dụng làm phim trường NHK
36	笠間日動美術館	Kasama Nichido Museum of Art	笠间日动美术馆	笠間日動美術館	카사마 니치도 미술관	พิพิธภัณฑ์ศิลปะจังหวัดนางาโตะ	Bảo tàng nghệ thuật Kasama Nichido
37	牛久大仏	Ushiku Daibutsu(Buddha)	牛久大佛	牛久大佛	우시쿠 대불	อุชิคุไดบุตสึ	Tượng Phật Ushiku
38	鹿島神宮	The Kashima Jingu Grand Shrine	鹿島神宮	鹿島神宮	카시마 신궁	ศาลเจ้าคาชิมะ	Đền Kashima
39	笠間稻荷神社	Kasama Inari Jinja	笠间稻荷神社	笠間稻荷神社	카사마 이나리 신사	ศาลเจ้าคาซามะอินาริ	Đền Kasama Inari
40	西金砂そばの郷「そば工房」	Nishikanasa Sobanosato Sobakoubou	西金砂荞麦之乡 “荞麦工房”	西金砂蕎麥之鄉 「蕎麥麵工房」	니시카나사 소바노 사토 (소바공방)	นชิคานาซา โซบะโนะซาโตะ(สถานที่ทำเส้นโซบะ)	"Xưởng chế biến mì Soba" ở Nishikanasa
41	めんたいパーク	Mentai Park Oarai	明太广场	明太廣場	멘타이 파크 (명란젓 테마파크)	Mentai Park Oarai	Cơ sở sản xuất, kinh doanh Mentaiko (trứng cá)
42	那珂湊おさかな市場	Nakaminato Fish Market	那珂湊鱼市场	那珂湊魚市場	나카미나토 수산시장	ตลาดปลาเนคามินาโตะ	Chợ đầu mối cá Nakaminato
43	道の駅奥久慈だいが	Michi - no - Eki Okukuji Daigo	道之驿奥久慈大子 (公路休息站)	道之駅奥久慈大子 (路邊休息站)	미치노 에키 오쿠쿠지 다이가(휴게소)	มิจิโนะเอะคิ โอคุคุจิไดโงะ	Trạm dừng chân Okukujidaigo
44	道の駅「かつら」	Michi - no - Eki Katsura	道之驿 “KATURA” (公路休息站)	道之駅「KATURA」 (路邊休息站)	미치노 에키 「카츄라」(휴게소)	มิจิโนะเอะคิ คาทสุระ	Trạm dừng chân Katsura
45	つむぎの館	Tsumugi no Yakata	紬之馆 (丝绸之馆)	紬之館 (絲綢之館)	쓰무기노 야카타 (테마파크)	ศูนย์พิพิธภัณฑ์ที่นันทนาการ	"Tsumugi no Yakata"- Xưởng sản xuất vải lụa truyền thống Nhật
46	水郷潮来あやめ園	Suigo Itako Iris Garden	水乡潮来菖蒲园	水郷潮來菖蒲園	스이코 이타코 꽃창포원	สวนดอกไอริส ซุโงอิทาโกะ	Công viên Ayame ở Suigo Itako